

## 地方環境事務所職員による 貨物検査への立会いや事前相談のあった貨物確認の様子

関税法に基づく輸出入申告のあった貨物について、税関が行う貨物検査に立ち会い、貨物の状態を確認しました。また、事前相談のあった貨物を取り扱う事業所において、事前相談資料との整合性等を確認し、コンテナ等に積み込まれる際、不適正な取扱いとならないよう、事業者に対して、法令遵守の徹底を指導しました。

汚れや廃棄物等に該当するおそれのある貨物（例えば、土等が付着したプラスチック、廃棄物に該当する使用済家電製品が混入しているミックスメタルスクラップ）、中古利用に適さない使用済家電製品（例えば、破損や傷があるもの、コードが断線しているもの、画面保護されていないモニター等）、自動車リサイクル法に基づく解体業の許可を有さない者が行った解体自動車の部品等は、廃棄物処理法又はパーゼル法に基づく規制対象物となる場合があるため、貨物検査に立ち会い、確認を行っています。



メタルスクラップヤードの確認



保管状況の確認（中古ブラウン管テレビ）